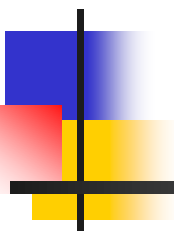
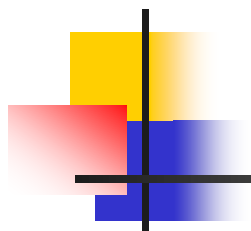


2 回目の加盟国協議に諮られているISPM 案

ISPM 39 附属書「木材の移動に伴う 病害虫リスク管理におけるシステムズ アプローチの利用」





用語

* ISPM 39 「木材の国際移動」

木材（丸太、挽立材、木材チップ等）の病害虫リスク評価のための指針を定めるとともに、主な植物検疫措置（樹皮の除去、チップング、検査、病害虫無発生地域、**システムズアプローチ**等）について説明したもの。

* 木材物品（wood (as a commodity)）

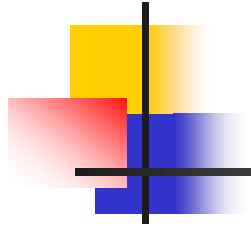
樹皮の有無にかかわらず、丸太、挽立材、木材チップ又は木材残さといった物品であって、木材こん包材、加工木材資材、竹、籐製品を除く。

（ISPM 5「植物検疫用集」）

* システムズアプローチ（Systems Approach : SA）

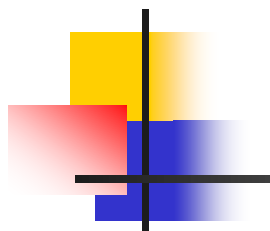
異なる措置を集約する病害虫リスク管理の選択肢であって、そのうち少なくとも2つは独立して機能し、累積的な効果があるもの。

（ISPM 5「植物検疫用語集」）



これまでの経緯

- 2017年4月 IPPC総会でトピックに追加（カナダ提案）
- 2018年11月 基準委員会が仕様書を承認
- 2022年6月 専門家作業部会が附属書案を作成
- 2023年5月 基準委員会が附属書案を修正し承認
- 2023年7～9月 1回目加盟国協議
- 2024年5月 基準委員会ワーキンググループが附属書案を修正し承認
- 2024年7～9月 2回目加盟国協議



本附属書の構成

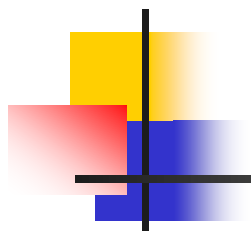
※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

序論（適用範囲、背景）

要件

1. 木材物品SAの開発
2. **病害虫リスクを低減できる手法、手順及び規制措置**
~~SA開発の際に考慮すべき木材物品生産チェーンに沿って採用される手法~~
3. 木材物品SAの設計
4. 木材物品SAの実施責任
5. 文書化
6. トレーサビリティ
7. 木材物品SAとその措置構成の有効性評価
8. **参考文献**

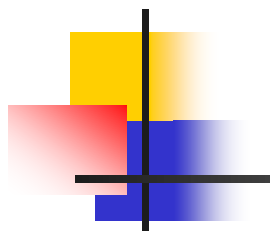
付録1 生息・繁殖部位別に分類された主な木材有害動植物



序論（適用範囲）

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

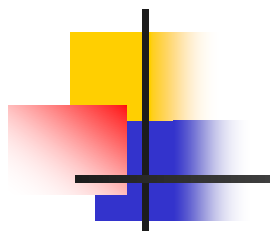
- 木材の国際的な移動に伴う病害虫リスクを低減する統合的措置として、木材物品SAの利用におけるガイダンスを国の植物防疫機関（NPPO）に提供。
- **ISPM 39 本文に記載される**~~竹及び籐を除く~~被子植物及び裸子植物の木材の国際的な移動に適用。
- 木材物品SAにおいて植林前から輸入後まで適用される可能性のある具体的な手法、手順**及び規制措置（regulatory actions）**を特定。
- 適用された措置の実証に必要なとなる書類について説明。
- SAの開発、実施及び監督におけるNPPO及び参加団体の責務について説明。



序論（背景）

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

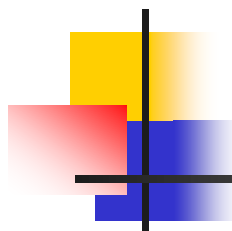
- **国境を越える木材物品の移動に伴う病害虫リスクを管理するために、各国は主に処理と加工に依存。**
- SAは、単一の植物検疫措置の代替手段で、輸入禁止のようなより制限的な植物検疫措置に代わり得る。
- SAは、各国に貿易を促進・拡大する機会を提供し得る。



1. 木材物品SAの開発

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

- 木材物品SAの開発には、木材物品に関連する有害動植物の生態、木材物品の生産チェーン、**ポストハーベスト処理、加工**及び関連する有害動植物のリスクに関する知識が必要。
- SAに適用される措置は、効果的で実行可能であるべき。
- SAにおける措置の選択は、輸入国と輸出国のNPPO間で**合意**~~交渉~~されるべき。
- **長期の木材の生産サイクルの中では、SAに関わる地域の有害動植物ステータスは変化し得るため、適切な林業活動が木材物品SAの実施のための基本要件の一つであるべき。**



2. 病害虫リスクを低減できる手法、手順及び規制措置

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

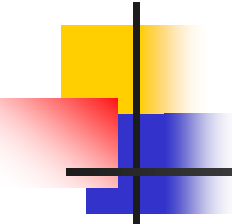
手法、手順及び規制措置の例（植林前から輸送まで）

➤ 植林前

- 栽培地の選択
- 排水
- 種を選択
- 抵抗性遺伝子型の利用
- 有害動植物無発生地域又は低発生地域

➤ 収穫前

- 林業的手法
- 栽培地検査
- サーベイランス
- 情報伝達化学物質の利用（交信かく乱等）
- **農薬**~~化学的~~防除
- 生物学的防除
- 有害動植物無発生地域又は低発生地域



2. 病害虫リスクを低減できる手法、手順及び規制措置

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

手法、手順及び規制措置の例（植林前から輸送まで）

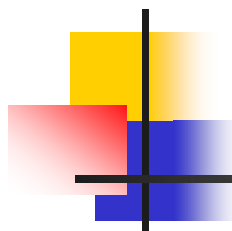
➤ 収穫時

- 収穫時期

● ~~立木中の有害動植物存否の評価~~

➤ 収穫後

- 収穫丸太の迅速な森林からの搬出及び施設への運搬
（森林や保管場所での害虫の侵入を低減）
- 数量・品質判定時の有害動植物の検査
- 情報伝達化学物質の利用（抗集合フェロモン等）
- 収穫後の丸太の汚染防止（水中保管、防虫ネット等）
- **樹皮の除去**
- 枝（大枝）の除去
- **洗浄または圧縮空気による水噴射（有害動植物と土壌の除去）**



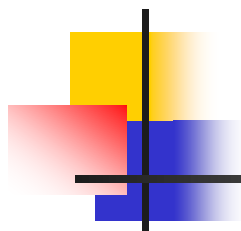
2. 病害虫リスクを低減できる手法、手順及び規制措置

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

手法、手順及び規制措置の例（植林前から輸送まで）

➡ ~~木材物品~~の加工と処理

- | | | |
|-------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| • 丸太の迅速加工 | • サーベイランス | • キルンドライ |
| • 樹皮の除去 | • 照明（害虫を誘引しない照明の利用等） | • 放射線照射 |
| • 製材及びプレーニング | • 木材物品の目視検査 | • くん蒸 |
| • 製材の品質管理 | • チップ加工 | • 噴霧又は浸漬
防カビ剤浸漬 |
| • 在庫及び汚染管理 | • 熱処理 | • ガス置換処理 |
| • 有害動植物無発生地域
又は低発生地域 | • 風乾 | |



2. 病害虫リスクを低減できる手法、手順及び規制措置

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

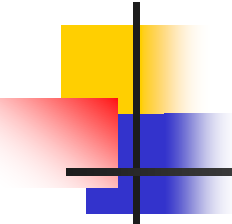
手法、手順及び規制措置の例（植林前から輸送まで）

➤ 輸出前の保管

- 保管期間の制限
- 保管場所の隔離
- 保管場所の清浄性
- 発送前の保護
- 水による洗浄
- 発送時期
- 有害動植物の有無の確認
- ~~こん包~~
- 発送前サンプリングと検査
- ~~化学的処理~~農薬の表面処理
- サンプリング及び室内検定
- ~~証明~~

➤ 輸送

- 輸送中の保護
（密閉コンテナ内でのカバー、封印等）
- 輸送中の植物検疫処理
- 輸送ルート計画
- 輸送機器コンテナの清掃



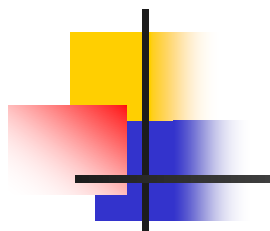
2. 病害虫リスクを低減できる手法、手順及び規制措置

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

輸入国NPPOは、適用・実行可能な場合は、植林前から輸送までの手法、手順及び規制措置の一部を輸入後の措置として適用できる。さらに、輸入国と輸出国のNPPO間で合意した場合、輸入後の部分に特化した手法を採用することが可能。

➤ 輸入後の手法、手順及び規制措置

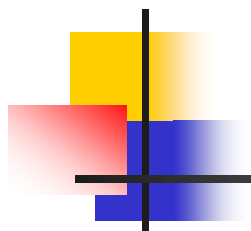
- 輸入国での保管
- **到着時の処理**
- 到着時の検査
- 使用目的の限定
- 搬入地点及び流通の制限
(搬入地点の**リストの公表**)



3. 木材物品SAの設計

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

- 輸出国NPPOは選択した手法、手順及び規制措置について、これらが輸入国の植物検疫輸入要件を満たすためにどのように木材物品の病害虫リスクを低減するかの説明を伴って、輸入国NPPOに提案すべき。
- 輸入国NPPOは、**提案された措置が自国の輸入要件を満たしているか評価すべき**。また、提案された措置の有効性と実行可能性に関する科学的証拠を求めることが可能。
- 木材物品生産業界の手法や基準を考慮することにより、輸出・輸入両国で実行・受入可能なSAの開発を促進することができる。
- 業界は木材生産チェーンに経験と深い理解があるため、木材物品SAの開発初期に関わることをNPPOに推奨。



4. 木材物品SAの実施責任

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

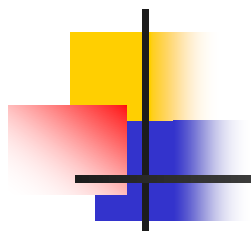
4.1 NPPOの責務

ISPM 14の記載に加え、木材物品SAのためのNPPOの責務を含めるべき。

- 輸入国の植物検疫輸入要件及び木材物品SAの要件を全ての参加団体に伝達
- 遵守手順の文書化と合意
- 不適合判明時の是正措置の決定、事後監査の実施
- 不適合の再発防止のための木材物品SAの要件又は設計の見直し
- **輸入国がSA参加団体に対する承認を要求しているか確認**

※ISPM 14

「病害虫リスク管理のためのシステムズアプローチにおける総合的措置の利用」



4. 木材物品SAの実施責任

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

4.1 NPPOの責務（続き）

- SA参加団体がISPM 45に従って承認されることを保証
（輸入国から承認を求められている場合）
- SAはISPM 47に従って監査されていることを保証

4.2 参加団体の責務

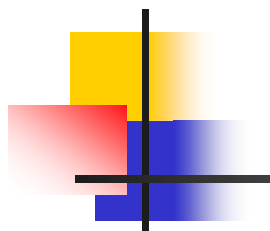
- 承認を受けた参加団体は、輸入国であれ輸出国であれ、ISPM 45の要件に適合すべき。

※ISPM 45

「国家植物防疫機関が植物検疫活動を実施主体に権限付与する場合の要件」

ISPM 47

「植物検疫の枠組における監査」



5. 文書化

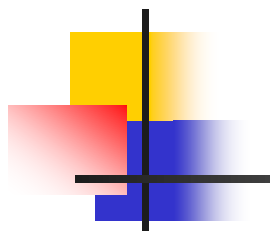
※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

木材物品SAに関する文書には、SAの要件、実施手順及び実施記録に関する記述を含むべき。

5.1 SAの要件の記述

NPPOは以下を含むSAの要件の記述を作成すべき。

- SAの適用範囲と目的
- 適用される措置
- NPPO及び参加団体の責務
- ~~トレーサビリティを確保する方法~~



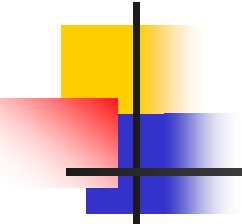
5. 文書化

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

5.2 NPPO及び参加団体が文書化する実施手順

文書化された手順には以下を含むべきである。

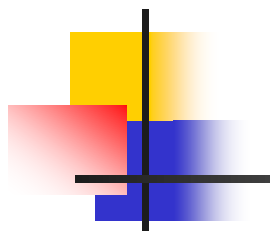
- SAの実施に関与する人員の組織構造及び責任の説明
- SAの実施責任者の能力を確保するための訓練手順
- 措置がSAの一部としてどのように適用され、植物検疫輸入要件を満たすかを説明
- SAで適用された措置の記録保持及び**トレーサビリティの確保**に関連する手順
- 発生し得る不適合を記録、対処及び修正するために用いられる手順



5. 文書化

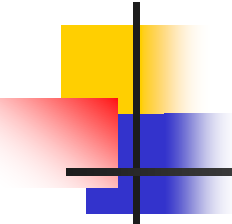
5.3 措置の実施を実証したことの記録

- NPPO及び参加団体は木材物品SAの実施に適用された措置を記録し、実施を実証するために保持するべき。
- 記録の保持期間は輸入国と輸出国のNPPO間で合意されるべき。



6. トレーサビリティ

- 参加団体は、木材物品生産チェーンに沿ったすべての重要な管理ポイントに関してトレーサビリティを可能にするために、適切な記録が保持されることを保証すべき。
- これらの記録は、輸出前又は輸送中に適用される措置については輸出国で、輸入国で措置が行われる場合は輸入国で保持されるべき。



7. 木材物品SAとその措置構成の有効性評価

- 評価方法に関するガイダンスはISPM 14を参照。

※ISPM 14

「病害虫リスク管理のためのシステムズアプローチにおける総合的措置の利用」

※新設

8. 参考文献

- IPPC Guides and Training Materials
<https://www.ippc.int/en/about/core-activities/capacity-development/guides-and-training-materials/> (IPPC)
- NAPPO RSPM 41
https://nappo.org/application/files/8715/8352/3001/RSPM_41-10-22-18-e.pdf (NAPPO (北米植物防疫機関))

※NAPPO RSPM (植物検疫措置に関する地域基準) 41

「林産物の移動に伴う病害虫リスクを管理するためのシステムズアプローチの利用」

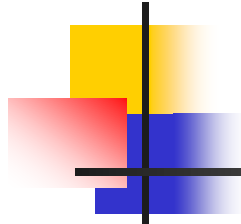


付録 1

生息・繁殖部位別に分類された主な木材有害動植物

※太字・見え消しは1回目協議からの修正点

- 樹皮上、樹皮内又は樹皮直下の形成層内の有害動植物
 - キクイムシ
 - **カイガラムシ、ダニ、アブラムシ、非木食性の蛾、ハチ**
 - 菌類及び卵菌類（Phytophthora属など）
 - **線虫**
- 主に樹皮下の木部組織に関連する有害動植物
 - 甲虫目、ハチ目、チョウ目等
 - 菌類
 - 線虫
- 主に葉や小枝に関連する有害動植物



1 回目加盟国協議時に日本が提出した主なコメント

序論（背景）

コメント

木材物品の植物検疫措置に特有の背景を追加することを提案

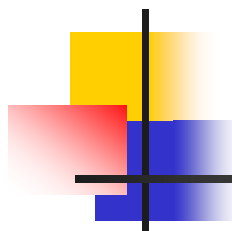
- 国境を越える木材物品の移動に伴う病虫害リスクを管理するために、各国は主に処理と加工に依存していること。
- 臭化メチルくん蒸はモントリオール議定書により使用が削減されているほか、熱処理は木材物品の病虫害リスクの管理で常には実用的でないこと。



反映状況

（一部抜粋）

国境を越える木材物品の移動に伴う病虫害リスクを管理するために、各国は主に処理と加工に依存している。SAは、単一の植物検疫措置の代替手段で、輸入禁止のような制限的な植物検疫措置に代わり得る。



1 回目加盟国協議時に日本が提出した主なコメント

2. 病害虫リスクを低減できる手法、手順及び規制措置

コメント

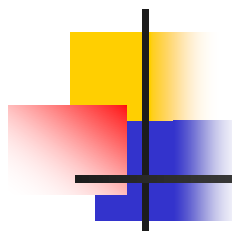
「加工と処理」の「有害動植物無発生地域又は低発生地域」が、同地域における加工により、病害虫リスクを低減できることの追加を提案。

輸入後の「搬入地点及び流通の制限」について、輸入国が特定の搬入地点（points of entry）を指定する場合は、「輸入国は搬入地点のリストを公表すべきである（条約第7条）」ことの追加を提案。

反映状況

（一部抜粋）
有害動植物無発生地域又は低発生地域における木材物品の加工により、病害虫リスクを低減できる。 有害動植物無発生地域又は低発生地域の維持を確認するため、ペストステータスはISPM 4等に従って検証されるべき。

特定の搬入地点又は輸入後の木材物品に関する制限（例えば、処理施設への最初の移動のみ許可する）は、SAにおいて規定することができる。**輸入国は搬入地点のリストを公表しなければならない（条約第7条2(d)）。**



1回目加盟国協議時に日本が提出した主なコメント

4.1 NPPOの責務

コメント

SA参加団体がISPM 45に従って承認されることを保証するにあたり、すべてのSA参加団体（例えば、SAの一部となる慣行を実施する団体）をNPPOが承認する必要はないため、「NPPOがSA参加団体を承認する場合」の追加を提案。



反映状況

(一部抜粋)
輸入国から承認を求められている場合、
SA参加団体がISPM 45に従って承認されることを保証